

大井町立学校教職員の
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
大井町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップ	6

1 計画の趣旨、現状

町教育委員会では、令和3年2月に、「持続可能な園・学校運営と大井町の教育の質をより高めるために、勤務実態の把握と改善に努め、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちの指導に専念でき、効果的な教育活動を行う」ことを目的に、国のガイドラインや県教育委員会が策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を踏まえ、「大井町の教員の働き方改革に関する指針」（以下、「町指針」という。）を策定し、次の目標を掲げ、教員をサポートする外部人材の活用など、教職員の働き方改革の取組を進めてきました。

- | |
|---------------------------|
| ① 時間外在校等時間の縮減（月 45 時間上限等） |
| ② 15 日以上有給休暇取得 |
| ③ 「大井町立学校に係る部活動の方針」の遵守 |

その結果、②、③の目標についてはおおむね達成しましたが、①については一定の改善はみられるものの、依然として月 45 時間を超える時間外勤務を行わざるを得ない教職員が多い実態があります。また、年 360 時間を超過している教職員も多くいる状況です。

<町立学校における時間外在校等時間の状況>

	月 45 時間超		年 360 時間超	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学校	41.0%	43.2%	67.2%	67.7%
中学校	52.9%	32.3%	70.6%	56.3%

そこで、町方針に基づいた取組の徹底を図るとともに、県教育委員会と連携して働き方改革を加速化し、県と県域の市町村共通の数値目標を設定し、子どもたちへのより良い教育の現を目指しています。

本計画は、令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「改正給特法」という。）において、教員の働き方改革の推進に向けて、服務監督権者である各教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）の策定が義務付けられ、令和8年4月から施行されることに伴い、町立学校における働き方改革の実効性を高め、取組を加速化させるために」策定するものです。

なお、計画の策定にあたっては、町指針と国から示された指針「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）に即

して、国の参考例に沿って「大井町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めるものとします。

2 目標

町教育委員会では、令和7年3月に改定した県指針を踏まえ、次のとおり県教育委員会と共通の目標を設定しています。

長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

時間外在校等時間	月 45 時間超の教職員の割合	0%
	年 360 時間超の教職員の割合	0%

ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教職員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教職員の割合	80%以上

3 計画の期間

令和8年度から11年度までの4年とします。

なお、令和9年度までを「重点改革期間」に設定し、目標の早期達成を目指します。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画では、国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、本町の実情に応じて、位置付けを整理した上で、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を整理し定めています。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の登下校時間の見直しを推進します。
- にこにこパトロール隊や自治会、PTA等と連携し、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

(イ) 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- 放課後から夜間等における校外の見回りについて、学校による対応は原則行わないこととします。
- 補導された児童生徒の引取りについては、学校・警察連絡協議会等において保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有するとともに、学校による対応

は原則行わないこととします。

(ウ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- 各学校に地域学校協働活動推進委員を配置し、関係者間の連絡調整を教職員と連携して進めていきます。
- 地域学校協働活動推進委員協議会を月1回程度開催し、各学校間の情報交換等を行うとともに、他市町村との交流をとおして各学校の活動に活かしていきます。

(エ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- 保護者等からの過剰な苦情等を含め、学校と保護者等との間で解決が困難になった場合、教育委員会がその問題に対応していきます。
- 町の顧問弁護士や県教育委員会のスクールロイヤー等と連携し、学校現場で発生する諸課題に対して、学校が法的側面からの助言を得られる環境を整備します。

イ 教員以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 学校徴収金等の徴収・管理

- 国指針では、「学校以外が担うべき業務」と位置付けられていますが、学校によって様々な特色があり、学校徴収金等の金額も異なることから、学校徴収金等の公会計化を行い、学校以外が徴収・管理業務を担うことは難しい現状があります。
- こうしたことから、学校徴収金の徴収・管理については、学校徴収金自動システムの導入を検討します。

(イ) 調査・照会等への回答

- 国や県に対し、学校を対象とした調査・照会の精査・削減を要望していきます。
- 国や県から学校を対象とした調査・照会の依頼があった場合には、町教育委員会で把握している調査項目を事前に記載するなど、学校の負担軽減を図ります。
- 町教育委員会で実施する調査・照会等については、調査回数の縮減や回答方法の変更など、見直しの好事例を教育委員会内で共有すること等を通じて、さらなる負担軽減を図ります。
- 学校事務職員の資質向上・連携強化が図られるよう、体制の整備に努めます。

(ウ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成

- 外部人材等を活用し、ホームページの管理・運営の支援に努めます。

(エ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ICTに係る技術や知識の有無に関わらず日常的に機器や設備を保守・管理できる支援体制の構築のほか、システム改修等による負担軽減を検討していきます。
- 児童生徒アカウント等の管理の負担軽減を図るため、システムの機能改修やマニ

ユアルの改善等を進めます。

(オ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- 外部委託を含めた教員以外の人材の活用を検討します。

(カ) 校舎の開錠・施錠

- 用務員等の人材を活用し、引き続き教職員の負担軽減を進めます。

(キ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- 休み時間においても児童生徒への安全配慮義務が生ずることから、担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、教職員以外の人材等による支援を検討します。

(ク) 校内清掃

- 日常的な清掃活動で対応できない箇所については、SSS等の業務として検討します。
- 教員は児童生徒が行う教室等の清掃指導を行うこととし、その役割を超える業務について、教職員以外の人材等の活用を検討します。
- 専門業者によるトイレ清掃や2階以上の窓ガラスの清掃を、長期休業中に実施します。

(ケ) 部活動

- 「大井町立学校に係る部活動の方針」に基づき、平日の活動は週4日以内、活動は2時間程度とします。
ただし、平日の部活動を補う練習や他校との練習試合を行う場合、及び各種大会に参加する場合は、事前に顧問から校長に申し出があれば、実施することを認めます。
なお、大会期間を除いた土日の活動は、どちらか1日3時間程度を徹底します。
- 今後、国から示されるガイドライン改定の趣旨等も踏まえ、部活動や部活動顧問の在り方について検討していきます。
- 大会運営業務に携わる教員の負担軽減に向けて、中体連等と協議していきます。
- 大井町部活動地域移行推進計画に基づき、学校や地域の実情に応じて、休日は段階的に地域へと移行していきます。令和10年度までに休日の全ての部活動で地域展開できるようめざしていきます。

ウ 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(7) 給食の時間における対応

- 給食の準備・片づけについては、学校の実情に応じて教員以外の人材等の活用を検討します。

(イ) 授業準備

- ICTの活用、教材の共有等を進めるとともに、ICT支援員による技術支援やSSSの活用による負担軽減を進めます。

(ロ) 学習評価や成績処理

- 統合型校務支援システムを活用し、児童生徒情報や成績の入力の効率化を図ります。

(ハ) 学校行事の準備・運営

- 児童生徒の成長に必要な行事を精選するとともに、開催日程を調整することで教職員の負担を減らします。また、準備・運営に当たっては、必要に応じてSSS等を活用します。
- 地域学校協働活動推進員を活用し、地域と連携した運営を進めるとともに、必要に応じてボランティア等の教職員以外の人材を活用します。

(ニ) 進路指導の準備

- 校務支援システムを活用して調査書を作成し、業務の効率化を進めます。
- 県教育委員会と連携し、進路指導中・高連絡協議会等をとおして、中学校における進路指導事務の軽減を図っていくことについて認識を共有します。

(ホ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- 大井スクールカウンセリングを活用するとともに、県教育委員会と連携してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各学校に配置・巡回することで、教職員と連携・協働した効果的な支援体制を構築します。
- 学校の実情に応じて教育指導員や介助員等を配置するとともに、医療的ケア看護職員を派遣し、配慮を必要とする児童生徒に対して教職員と連携・協働した効果的な支援体制を構築します。
- 外国につながるのある児童生徒への指導・支援について、地域人材等の活用やNPO法人等外部機関との連携を進めます。

(2) 学校における措置の推進

学校における働き方改革の取組の実効性を高めるためには、「働きやすさ」と「働きがい」の両立が重要です。

時間外在校等時間の縮減に向けて、その方策として、児童生徒や学校の実情を踏まえた教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うことや、教職員相互、教職員と保護者等との信頼関係の構築なども含めた学校マネジメントの実現をめざします。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成される場合には指導体制を見直します。
- 学校行事については、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合し、保護者や地域等と連携した運営を進めます。
- 指導と評価の計画の活用や、教材の共通化を進めます。また、職務経験が少ない教職員が、適切な助言や支援を得られるよう、管理職や総括教諭を中心とした組織的な人材育成の体制を整備します。
- 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、管理職や総括教諭が働き方改革の視点を持ち、改善策を講じます。
- 職員会議など、各種会議について見直し、縮減や合理化を徹底します。
- 教員以外でも対応可能な業務について、SSS等の人材のさらなる活用を検討します。
- 学校と保護者との連絡システム「すぐーる」を活用し、欠席連絡やアンケート調査の効率化、校務支援システムとの連携を図ります。
- 勤務時間外の電話に対して、自動音声による応答を引き続き実施します。
- 学校運営協議会における協議等を通じて、取組に対する保護者や地域の理解促進を図ります。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保し、労働安全衛生法等の規定を遵守するための取組を進めます。

- 労働安全衛生法に基づき、1か月当たり80時間を超える時間外労働を行うなどの要件に該当した教職員に対し、医師による面接指導を実施します。
- 必要に応じて、教職員が産業医等による助言・指導又は保健指導を受けられるようにします。
- 50人未満の学校も含め、すべての学校でストレスチェックを実施します。
- 町教育委員会の相談窓口を活用し、教職員の心身の健康問題について対応します。
- 教職員のメンタルヘルス対策を進めるため、臨床心理士を派遣します。
- 年次休暇の取得促進や学校閉庁日の設定、完全退勤時間の設定・遵守など、これまで行ってきた取組を引き続き進めます。
- 学校現場の実情を踏まえ、柔軟な働き方を推進するための環境整備について検討します。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

- 働き方改革を推進する上で、組織の在り方や教員の意識をはじめとする自校の状況や課題を学校長が把握し、改善することが重要であることから、学校長の効果的なマネジメントを支援するため、外部アドバイザーなどによる専門的な見地からの助言や指導等を行います。
- ICTを活用した校務効率化をより一層進めます。
- 取組を着実に実行するため、毎年度、計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議において報告することとします。